

手順書: 血糖コントロールに係る薬剤投与関連

28. インスリンの投与量の調整(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書(スライディングスケールは除く)により、身体所見(口渴、冷汗の程度、食事摂取量等)及び検査結果(血糖値等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

インスリン製剤を既に使用中の1型または2型糖尿病患者で、自覚症状、他覚所見、かつ検査結果から低血糖または高血糖の上チアにあると考えられる患者
*自律神経障害で無自覚性低血糖のある人は除く。

*極度に痩せている患者や体格の小さな高齢者も注意が必要である。

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- バイタルサインが安定している
 - 重度の高血糖によると思われる症状が存在しない(意識障害、不穏、強い倦怠感、口渴、多飲、多尿など)
 - 重度の低血糖によると思われる症状が存在しない(意識障害、不穏など)
 - 高血糖や低血糖が、感染症、悪性疾患などほかの重大な疾患による二次的なものではない
- どれか一項目でも該当しないものであれば、担当医に連絡

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

安定
緊急性なし

【診療の補助内容】

インスリンの投与量の調整

担当医師に直接連絡し指示をもらう

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ・変更後の投与量を、直ちに投与した場合
- 意識状態、バイタルサインの変化なし
- 注射部位の皮膚に異常がない
- 食事摂取量の低下(特に食前のインスリンを増量した場合)
1つでもあれば、医師に連絡
- ・次回からの投与量の調整を行い、その場では投与を行わなかった場合
- 低血糖発作と思われる症状が出現した場合の対処方法の指導
- 生活を含めたアセスメントの実施や生活指導
- 次回の血糖値の評価時期の決定と診療記録への明記

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
担当医師

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話に直接連絡
2. 変更後の血糖値の評価時期を含めた、診療記録への記載

【診療の補助の内容】(補足) : インスリンの調整の範囲に関しては、事前に担当医と話し合いをしていることが望ましい。